

証券コード 6836

2026年6月9日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北四丁目1番3号

ぶらっとホーム株式会社

代表取締役社長 鈴木 友 康

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月25日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都千代田区神田淡路町二丁目9番地
損保会館 大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第34期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第34期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容改定の件

4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.plathome.co.jp/ir/meeting/>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトへアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ぶらっとホーム」または「コード」に当社証券コード「6836」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



5. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

ご返送いただいた議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。ただし、電子提供措置事項のうち次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ④ 監査報告の「計算書類に係る会計監査報告」
 - ◎本株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国トランプ政権の通商政策と中東情勢の不安定を主因として不確実性が高まり、世界経済の成長が減速しました。わが国経済は、賃金上昇や雇用拡大を背景に個人消費が底堅く推移し、企業業績も非製造業を中心に改善した一方で、米国の関税措置の影響から対米輸出の減少や企業収益の圧迫が見られ、製造業にはサプライチェーンにおける課題が続きました。物価は食料品を中心に上昇し、家計への影響も見られました。

今後の見通しについては、米国景気の安定化と実質賃金の下げ止まりにより、景気は緩やかに持ち直すとの期待がある一方、2026年2月末の米・イスラエルによるイラン大規模攻撃を受け、今後の進展次第では原油やその他の資材の価格高騰による景気の下押しも懸念されます。また、AI需要によるデータセンター投資の急拡大により、汎用半導体供給のひっ迫が表面化しています。メモリー価格の高止まりと供給の制約が幅広い産業に波及し、最終製品の価格上昇要因となる懸念が続いています。

当社グループは、インターネットの黎明期より培ってきたネットワーク技術を基盤として、I o T (Internet of Things:モノのインターネット) に注力しております。AIの急速な発展による技術革新を源泉とした経済・社会システムの再構築が各国で加速し、ネットワークの接続を前提としたデジタル化による新しい社会需要が拡大しています。これは当社グループの強みであるネットワーク製品とI o T製品を展開する強い追い風となっております。

一方、当社グループがI o Tの延長上の新領域として2016年より研究開発してきたDLT (Distributed Ledger Technology:分散型台帳技術) は、現在「Web3」としてブロックチェーン上でトークンを媒体に「価値の共創・保有・交換」を行う新しい経済領域に発展しつつあります。海外・国内で急速で多様な展開が進み、金融をはじめ多岐にわたる分野で新しいビジネスが創出され、我が国においても今後の経済成長の柱の一つとして、技術が進展するとともに法制度の整備が進められています。

このような状況のもとで、当社グループは「自由で安全なコネクテッドワールドの実現」をミッションとして、コアコンピタンスであるネットワークとIoTにおける知見と、これを基盤とした製品やサービスを中核に事業を推進しております。IoTを含む事業領域を「ネットワーク事業」と位置付け、Web3にかかわる新規事業領域を「Web3事業」と位置付けて、ハードウェアを中心とした事業形態からソフトウェアやサービスを中心とした事業形態への進展を加速しております。

ネットワーク事業については、ネットワークアプライアンス「EasyBlocks（イージーブロックス）」の販売に注力し、展示会への出展やオンラインセミナーの開催、ネット広告の拡充など市場への浸透を図りました。

Web3事業については、ブロックチェーンを利用したIoTに関する特許を複数件取得し、当社が独自に開発した非金融領域のRWA（現実世界の資産）のトークン化技術である「ThingsToken（シングストークン）」の事業化を推進しております。Web3技術の現実世界への応用として、農林水産省の実証事業を実施するとともに、その成果を活かした「蔵出し真空酒」サービスを株式会社日立産機システム、日立グローバルライフソリューションズ株式会社、株式会社インターホールディングスと共に発表しました。また、Web3技術のデータセンターへの応用としてスカパーJ S A T株式会社とThingsTokenを活用した実証事業を実施し、株式会社日立製作所とは同社の生体認証技術とThingsTokenを連携させたシームレスなWeb3体験の創出に向けた技術実証を実施しました。さらに、これらの取り組みをより発展させるため、2025年7月に子会社「Things Revolution（シングス レボリューション）株式会社」を設立し、Web3事業の本格化に向けた準備を開始しました。

当連結会計年度は、ネットワーク事業が計画通り拡大し好調に推移しました。販売費及び一般管理費は、事業活動を推進するため、人材の増強や広告関連への支出を積極化するとともに、新領域であるWeb3事業の研究・開発に投資を続けました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,298,947千円、営業利益は12,628千円、経常利益は26,548千円、親会社株主に帰属する当期純利益は22,628千円となりました。

なお、当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。また、当連結会計年度より報告セグメントを従来のコンピューター関連製商品とサービス等を提供する単一セグメントから、「ネットワーク事業」と「Web3事業」の2区分に変更しております。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

セグメント別売上高

事業区分	売上高	対前連結会計年度増減率 (%)	構成比 (%)
ネットワーク事業	1,264,018千円	—	97.3
Web3事業	34,928千円	—	2.7
合計	1,298,947千円	—	100.0

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、対前連結会計年度増減率は記載しておりません。

(ネットワーク事業)

ネットワークアプライアンスとマイクロサーバーの増販に努めた結果、事業は好調に推移し、売上高は1,264,018千円、セグメント利益は260,780千円となりました。

(Web3事業)

前事業年度末から積極的な受注活動に努めた結果、Web3を組み込んだアプリケーションの開発や、Web3を利用するユーザーへの技術支援等の売上がありました。将来の事業展開に向けてさらなる技術開発及び事業開発投資を続けております。また、農林水産省の実証事業に係る補助金15,088千円を営業外収益に計上しました。その結果、Web3事業の売上高は34,928千円、セグメント損失は41,557千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は2,248千円であり、特記すべき事項はありません。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、中長期的な成長を実現するため、これまでに培ったソフトウェアに関する知見と資産を活用して収益化に取り組み、ソフトウェア・サービスを事業の柱として収益の安定化・向上を図るべく、事業転換を今後一層加速してまいります。

そこで、引き続き以下の課題に取り組んでまいります。

① ソフトウェア・サービスの強化

当社グループはこれまでのハードウェア型の事業形態から、ソフトウェア・サービス型の事業形態への転換を、ネットワーク事業とWeb3事業の両面で進めております。

ネットワーク事業については、マイクロサーバーに高付加価値アプリケーションを搭載したネットワークアプライアンスを収益の柱の一つと位置付けて開発と販売施策をさらに充実してまいります。ネットワークアプライアンスはサポートサービスも含めて顧客に長期間ご利用いただいております。技術力やサービスの強みを活かしたストックサービス収益の強化に取り組めます。Web3事業についてもソフトウェアやサービスの強みを活かした収益化への取り組みを本格化させることにより、グループ全体のサービス収益基盤をより強固なものにしてまいります。

② Web3事業の商業化

当社グループは2016年度からIoTの推進に向けたブロックチェーン技術への取り組みを開始しました。2020年にブロックチェーンを利用したIoTデータ取引に関する特許を取得、2021年にはその特許を利用したIoTデータ取引基盤を発表し、その後もブロックチェーンに関する特許を2件取得しており、引き続き基礎技術の開発に努めております。さらに、実用化に向けてWeb3技術を活用した物流効率化、輸出物流構築や地方創生事業、あるいは誰もが安心・安全にWeb3を利用できる環境構築などの実証事業に取り組む、成果をあげております。今後は、これまでの実証の成果を活かして、大規模物流システムへの適用などWeb3技術の商業化への取り組みを進めてまいります。

Web3にかかわる領域は、その分野が広範であるばかりか関係者が多岐にわたり、事業規模が非常に大きくなることが予想されることから、自ら事業を行うことに加え、適切な事業の推進形態を整え、それぞれの分野に強みを持つ事業者とアライアンス戦略をとってまいります。また、Web3事業の本格化・事業化に備えて、2025年7月にWeb3事業を行う子会社を設立しました。今後当該子会社と共にWeb3事業を運営・発展させてまいります。

③ 財務基盤の充実

今後の事業形態の転換やそれによる事業拡大などの必要に応じ、資金調達による財務基盤の充実・強化を検討してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (2023年3月期)	第 32 期 (2024年3月期)	第 33 期 (2025年3月期)	第 34 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高 (千円)	994,756	998,946	1,167,385	1,298,947
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△95,849	△101,012	14,958	26,548
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—	—	22,628
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△103,820	△107,075	12,046	—
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△25.31	△23.53	2.55	4.77
総 資 産 (千円)	713,767	645,250	725,212	862,001
純 資 産 (千円)	463,762	356,687	416,711	445,567
1株当たり純資産 (円)	101.91	78.38	87.54	92.31

- (注) 1. 第34期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しております。なお、第33期以前については、当社単体の数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式数控除後の期末発行済株式数により算出しております。
3. 当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
Things Revolution 株式会社	30,000千円	100.0%	Web3事業

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
ネットワーク事業	コンピューター関連製商品の開発、製造、販売及びサービス
Web3事業	暗号資産に係る開発・発行・販売・取得及び関連するサービス

(7) **主要な事業所** (2026年3月31日現在)

当社及び子会社

本社事務所 東京都千代田区九段北四丁目1番3号

(8) **従業員の状況** (2026年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ネットワーク事業	30名	—
Web3事業	3名	—
全社（共通）	6名	—
合計	39名	—

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時従業員を含みません。
2. 「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 10,800,000株

(注) 当社は2025年4月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は7,200,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 4,785,000株

(注) 当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式の総数は3,190,000株増加しております。

(3) 株 主 数 2,944名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
鈴 木 友 康	938,700株	19.7%
本 多 基 記	338,400	7.1
小 寺 弘 泰	300,000	6.3
中 西 裕 介	277,500	5.8
楽 天 証 券 株 式 会 社	144,500	3.0
笛 吹 美 貴	98,500	2.0
陳 梅 郁	82,500	1.7
川 上 佳 洋	82,100	1.7
菅 谷 常 三 郎	66,900	1.4
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	64,000	1.3

(注) 持株比率は自己株式39,090株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
(2026年3月31日現在)

名称	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2024年8月21日	2025年7月16日
新株予約権の数	32個	9個
保有人数 取締役（社外取締役を除く）	3名	3名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注）	普通株式 9,600株 （新株予約権1個につき300株）	普通株式 2,700株 （新株予約権1個につき300株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）	新株予約権1個当たり 290,100円 （1株当たり967円）	新株予約権1個当たり 495,000円 （1株当たり1,650円）
新株予約権の行使期間	2026年9月20日から 2029年9月19日まで	2027年8月22日から 2030年8月21日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「第5回新株予約権第三者割当て契約証書」に定めるところによる。	新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「第6回新株予約権第三者割当て契約証書」に定めるところによる。

(注) 当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、上記第5回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」並びに「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

名称	第6回新株予約権
発行決議日	2025年7月16日
新株予約権の数	53個
保有人数 当社従業員	35名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 15,900株 (新株予約権1個につき300株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり495,000円 (1株当たり1,650円)
新株予約権の行使期間	2027年8月22日から 2030年8月21日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「第6回新株予約権第三者割当て契約証書」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木友康	Things Revolution株式会社代表取締役社長
取締役	竹内敬呂	執行役員 営業管掌
取締役	本多基記	執行役員 COO 兼 内部監査室長 本多・松尾・吉田法律事務所弁護士 株式会社アイドマ・ホールディングス社外監査役
取締役	福留正邦	執行役員 兼 管理本部長 管理管掌
取締役	菅谷常三郎	みやこキャピタル株式会社代表取締役 マクニカホールディングス株式会社社外取締役 株式会社アルチザネットワークス監査役
取締役	大川康德	小川・大川法律事務所弁護士
取締役	藤崎忍	株式会社ドムドムフードサービス代表取締役社長 株式会社WOWOW社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	河南邦男	
監査役	松山昌司	公認会計士 あすなろ監査法人代表社員 株式会社グッドコムアセット社外取締役 天馬株式会社社外監査役
監査役	丸山登	悠コンサルティング代表

- (注) 1. 取締役菅谷常三郎氏、同大川康德氏及び同藤崎忍氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松山昌司氏及び同丸山登氏は、社外監査役であります。
3. 監査役河南邦男氏は、当社を含め会社の財務経理部門において長年にわたり勤務した経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役松山昌司氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役菅谷常三郎氏、同大川康德氏、同藤崎忍氏、監査役松山昌司氏及び同丸山登氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の犯罪行為や法令等に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	49,579 (4,650)	46,688 (4,650)	2,891 (-)	7 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	8,400 (3,360)	8,400 (3,360)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	57,979 (8,010)	55,088 (8,010)	2,891 (-)	10 (5)

② 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、ストックオプションとして割り当てた新株予約権であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。割当ての際の条件等は「④役員報酬等の内容の決定に関する方針等（基本方針）」のとおりであります。また、当事業年度の末日における役員の保有状況は「3. 会社の新株予約権等に関する事項 (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況」に記載しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2000年5月25日開催の定時株主総会において年額3億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、当該金銭報酬の限度額の範囲内で、2016年6月29日開催の定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額2千万円以内、株式数の上限を年39,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2000年5月25日開催の定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

(注) 当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、上記の株式数は当該株式分割後の株式数を記載しております。

④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の月額報酬の額及び株式報酬（ストックオプション）の個人別の割当個数等の決定につきましては、取締役会の決議に基づき代表取締役社長鈴木友康に委任しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

(基本方針)

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、固定給である月額報酬と株式報酬により構成されます。取締役個人の月額報酬額、株式報酬額は、株主総会で決議された報酬総額、報酬構成の範囲内において、各々の役位、職責、在位年数、経営能力、貢献度等に加え、当社業績、従業員給与の水準を総合的に勘案し、さらに取締役が中長期的な視点で株価変動によるメリット及びリスクを株主と共有することで、当社の業績向上並びに株式価値の向上への意欲や士気を高める観点を踏まえて支給割合を決定することを基本方針とします。

月額報酬は7月から翌年6月まで毎月定額を支給することとし、株式報酬を支給する場合は、取締役会においてその概要を決議することとしますが、期間中に報酬額または構成を変更することが適切であるような事情が生じた場合には、改めて取締役会決議により報酬額または構成を変更することとします。

(決定権限の委任)

取締役会の決議により、代表取締役が、基本方針に基づく各取締役の月額報酬、株式報酬及びその割合または算定方法の具体的内容の決定について委任を受けます。具体的な報酬または算定方法決定の権限を代表取締役に委任する理由は、当社全体の業績、各取締役の担当事業・職責を総攬し評価を行うには、代表取締役が最も適任であるからであります。

(社外取締役への諮問・答申)

当社は報酬委員会は設置しておりませんが、代表取締役の権限が適切に行使されるよう、代表取締役は各取締役の月額報酬、株式報酬及びその割合または算定方法の原案を社外取締役全員に諮問し、諮問を受けた社外取締役は、各自個別に、または社外取締役合同で、原案について基本方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、代表取締役に答申します。答申を受けた代表取締役は、その答申を踏まえて取締役個人別の報酬を決定し、取締役会に報告します。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役 菅谷 常三郎	みやこキャピタル株式会社代表取締役 マクニカホールディングス株式会社社外取締役 株式会社アルチザネットワークス監査役	特別の関係はありません。
取締役 大川 康徳	小川・大川法律事務所弁護士	特別の関係はありません。
取締役 藤崎 忍	株式会社ドムドムフードサービス代表取締役社長 株式会社WOWOW社外取締役(監査等委員)	特別の関係はありません。
監査役 松山 昌司	あすなる監査法人代表社員 株式会社グッドコムアセット社外取締役 天馬株式会社社外監査役	特別の関係はありません。
監査役 丸山 登	悠コンサルティング代表	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
取締役 菅谷 常三郎	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、海外投資事業経営により培われた豊富な経験と幅広い識見から発言を行うなど、当社の経営全般を監督し適切に役割を果たしております。
取締役 大川 康徳	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、弁護士としての専門的見地から公正な判断に基づき発言を行うなど、当社の経営全般を監督し適切に役割を果たしております。
取締役 藤崎 忍	2025年6月27日付で取締役に就任した後に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、会社経営に関する豊富な経験と識見から発言を行うなど、当社の経営全般を監督し適切に役割を果たしております。
監査役 松山 昌司	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会12回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 丸山 登	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、必要に応じ、企業監査に関する豊富な経験と幅広い識見から発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会12回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 そうせい監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 16,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の
合計額
16,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	811,224	流 動 負 債	379,422
現金及び預金	212,706	買掛金	136,318
売掛金及び契約資産	147,186	未払法人税等	3,920
商品及び製品	59,076	前受金	194,709
仕掛品	36	賞与引当金	23,617
原材料	358,790	製品保証引当金	293
その他	33,428	その他	20,564
固 定 資 産	50,776	固 定 負 債	37,011
有 形 固 定 資 産	1,435	退職給付に係る負債	28,511
無 形 固 定 資 産	193	資産除去債務	8,500
投資その他の資産	49,147	負 債 合 計	416,433
投資有価証券	1,400	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	47,747	株 主 資 本	438,103
		資本金	100,000
		資本剰余金	570,715
		利益剰余金	△209,843
		自己株式	△22,767
		新株予約権	7,463
		純 資 産 合 計	445,567
資 産 合 計	862,001	負 債 純 資 産 合 計	862,001

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,298,947
売 上 原 価		736,721
売 上 総 利 益		562,225
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		549,597
営 業 利 益		12,628
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	556	
受 取 配 当 金	436	
補 助 金 収 入	15,088	
そ の 他	91	16,173
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	1,971	
創 立 費	282	2,254
経 常 利 益		26,548
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		26,548
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		3,920
当 期 純 利 益		22,628
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		22,628

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

ぷらっとホーム株式会社
取締役会 御中

そ う せ い 監 査 法 人
東 京 都 千 代 田 区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 久 保 田 寛 志
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 高 宏 和
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ぷらっとホーム株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ぷらっとホーム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人そうせい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人そうせい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

ぶらっとホーム株式会社 監査役会

監査役(常勤) 河 南 邦 男 印

監 査 役 松 山 昌 司 印

監 査 役 丸 山 登 印

(注)監査役 松山昌司及び丸山登は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数 (2026年3月31日現在)
1	すずきともやす 鈴木友康 (1963年9月17日)	1989年4月 日商岩井株式会社入社 1996年4月 当社入社 1996年9月 当社代表取締役副社長 2001年6月 当社代表取締役社長（現任） 2025年7月 Things Revolution株式会社代表取締役社長（現任）	938,700株
<p>【取締役候補者とした理由】 鈴木友康氏は、当社の戦略策定の主要部分を担うとともに業務全般に精通し、当社の重要な意思決定及び業務執行を行うのに適任と判断しました。</p>			
2	たけうちよしろう 竹内敬呂 (1969年6月3日)	1999年4月 株式会社光通信入社 2002年11月 当社入社 2005年10月 当社営業部長 2015年5月 当社執行役員（現任） 2016年6月 当社取締役（現任） 2018年6月 当社営業管掌（現任）	21,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 竹内敬呂氏は、長年にわたり営業部門に従事し、当社の営業部長を務め、豊富な経験と実績を有しており、当社の重要な意思決定及び業務執行を行うのに適任と判断しました。</p>			
3	ほんだもと のり 本多基記 (1975年5月10日)	1998年4月 日本電信電話株式会社入社 1999年7月 東日本電信電話株式会社転籍 2004年3月 同社退社 2012年12月 弁護士登録 松尾千代田法律事務所入所 2013年6月 当社監査役 2017年6月 当社取締役（現任） 2017年7月 当社執行役員 COO（現任） 2018年9月 本多・森田法律会計事務所（現本多・松尾・吉田法律事務所）開設（現任） 2018年11月 株式会社アイドマ・ホールディングス監査役（現任） 2020年6月 当社内部監査室長（現任）	338,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 本多基記氏は、弁護士の資格を有し、会社法務に関する豊富な経験と識見を有しており、当社の重要な意思決定及び業務執行を行うのに適任と判断しました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数 (2026年3月31日現在)
4	すが や つね さぶろう 菅谷 常三郎 (1963年11月24日)	1988年4月 モトローラ株式会社入社 1999年6月 株式会社ジャフコ入社 Global Investment Group, Investment Officer 2000年3月 同社VA部部长 2003年1月 同社JAFCO America Ventures Inc. (現Icon Ventures) President&CEO 2008年3月 同社執行役員 米国担当 2011年4月 JAFCO America Ventures inc. (現Icon Ventures) 転籍 General Partner 2015年6月 当社取締役(現任) 2015年12月 みやこキャピタル株式会社代表取締役 (現任) 2018年10月 株式会社アルチザネットワークス取締 役 2019年6月 マクニカ・富士エレ ホールディング ス株式会社(現マクニカホールディ ングス株式会社) 取締役(現任) 2022年10月 株式会社アルチザネットワークス監 査役(現任)	66,900株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 菅谷常三郎氏は、海外投資事業経営により培われた豊富な経験と幅広い識見を有しており、引き続き当社の経営全般に対する助言及び監督をしていただけるものと期待し社外取締役候補者としました。			
5	おお かわ やす のり 大川 康徳 (1971年4月22日)	2001年10月 弁護士登録 篠崎芳明法律事務所 (現篠崎・進士法律事務所) 入所 2008年2月 大川康徳法律事務所開設 2008年7月 法務省東京法務局人権擁護委員(現任) 2015年4月 小川・大川法律事務所開設(現任) 2024年6月 当社取締役(現任)	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 大川康徳氏は、弁護士の資格を有し、会社法務に関する豊富な経験と識見を有しているほか、法務省東京法務局人権擁護委員など公職にも就いており、引き続き当社の経営全般に対する助言及び監督並びに公正な判断をしていただけるものと期待し社外取締役候補者としました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数 (2026年3月31日現在)
6	ふじ さき しのぶ 藤 崎 忍 (1966年7月21日)	2006年6月 株式会社ブティックヤマトヤ専務取締役 2011年11月 小玉産業株式会社代表取締役 2017年11月 株式会社レンブラントインベストメント入社 株式会社ドムドムフードサービス出向 2018年8月 株式会社ドムドムフードサービス代表取締役社長(現任) 2024年6月 株式会社WOWOW取締役(監査等委員)(現任) 2025年6月 当社取締役(現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 藤崎忍氏は、会社経営につき豊富な経験と識見を有しており、引き続き当社の経営全般に対する助言及び監督をしていただけるものと期待し社外取締役候補者としてしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 菅谷常三郎氏、大川康德氏及び藤崎忍氏は、社外取締役候補者であります。
3. 菅谷常三郎氏は、2015年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって11年となります。
4. 大川康德氏は、2024年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 藤崎忍氏は、2025年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、菅谷常三郎氏、大川康德氏及び藤崎忍氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本総会において、3氏が原案どおり選任されますと、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は、菅谷常三郎氏、大川康德氏及び藤崎忍氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、3氏が原案どおり選任されますと、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要等は事業報告「4. 会社役員に関する事項(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時において同内容での更新を予定しております。

第2号議案 当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容改定の件

1. 提案の理由

当社の取締役の金銭報酬の額は、2000年5月25日開催の当社第8回定時株主総会において年額300百万円以内としてご承認をいただいております。また、当該枠内におけるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額については、2016年6月29日開催の第24回定時株主総会において年額20百万円以内、割り当てる新株予約権の株式数の上限を年39,000株以内（社外取締役を除く）とすることをご承認をいただいております。

（注）当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、上記の株式数は当該株式分割後の株式数を記載しております。

当社は現在、「ネットワーク事業の利益を拡大し、その利益をWeb3事業の立ち上げに投資する」という方針で事業に臨んでおります。この方針のもと、当社全体の利益額は大きく増えずとも、Web3事業の将来性への期待等により当社の株価は2014年から2016年当時と比較して2～4倍と高値で推移しており、株式市場の期待に沿う状況となっております。こうした状況下において、取締役の報酬に占める株価連動報酬の割合を高めることは、当社の事業方針に合致するだけでなく、取締役の報酬を株主の皆様への期待する方向に合致させることとなると考えております。つきましては、現在の株価・業績水準、並びに今後の株価連動報酬の比率を高める方針を勘案し、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内に、また新株予約権として割り当てる株式の総数の上限を現在の約5倍にあたる200,000株へ引き上げる改定をお願いするものであります。

なお、本ストックオプションの付与対象者は、取締役会決議日に在任している取締役（社外取締役を除く）とし、報酬等の額は、引き続き2000年にご承認いただきました年額300百万円を上限とする報酬枠の範囲内にて設定するものです。

また、第1号議案が原案どおり承認可決されれば、取締役（社外取締役を除く）の員数は3名となります。

【潜在的な希薄化の程度と株主価値への影響について】

本議案のご承認により割り当てられる新株予約権がすべて権利行使された場合、交付される株式数は各事業年度において最大200,000株（1個100株×2,000個）となり、当社の発行済普通株式総数に対して4.18%の潜在的な希薄化が生じることとなります。しかしながら、本改定は前述のとおり、取締役が株価上昇による利益を株主の皆様と共有し、事業戦略の遂行を通じた中長期的な企業価値及び株主価値の向上に向けたコミットメントを一層強めることを目的としております。このインセンティブの強化は結果として当社の持続的な成長と株主価値の増大に資するものであり、さらに一般的にストックオプションは株価の上昇に伴い行使される性質を有しており、希薄化による影響は合理的な範囲に留まるものと考えております。

2. 当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

(1) 新株予約権の割り当てを受ける者

取締役会決議日に在任している取締役（社外取締役を除く）

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が当社普通株式の単元株式数変更（株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための当社取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

(3) 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数2,000個を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間
割当日後2年を経過した日から5年以内の範囲で、当社取締役会において定める。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使の条件
 - ① 次のいずれかに該当することとなった場合、本新株予約権は行使することができない。
 - ア. 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）が当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合
 - イ. 新株予約権者が当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう）の役員又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、新株予約権者が当社又は当社の関係会社の役員を任期満了により退任した場合、新株予約権者が定年又は会社都合により当社又は当社の関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く。
 - ウ. 新株予約権者が当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、嘱託（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントに就いた場合
 - エ. 新株予約権者が死亡した場合
 - オ. 新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合
 - カ. 新株予約権者の居住する国又は地域の法令等の制限により、新株予約権者による本新株予約権の行使が禁止される場合又はかかる権利行使に際して当社に届出義務等が課される場合
 - ② その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

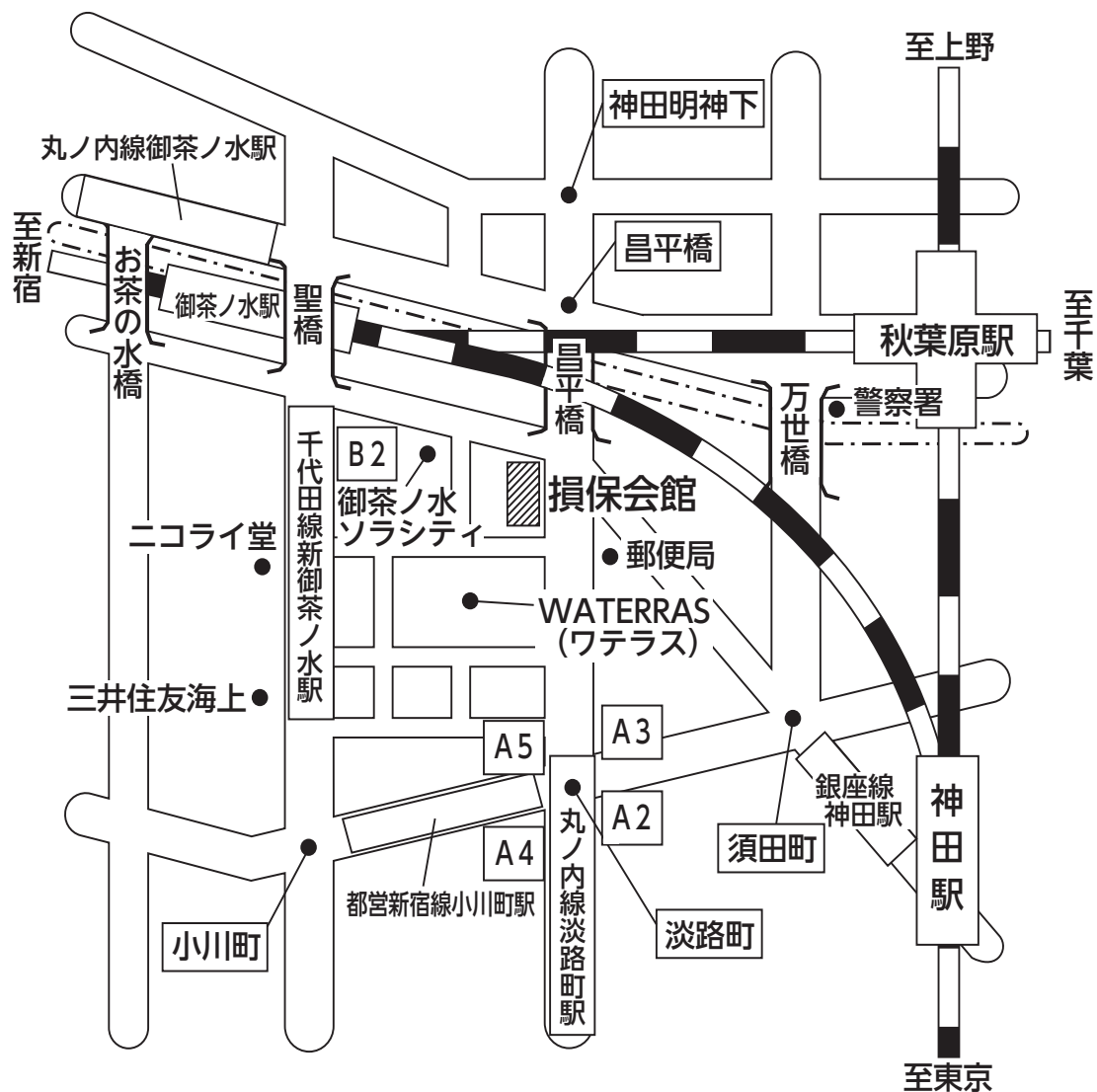
- (9) 新株予約権の取得に関する事項
- ①当社が消滅会社となる合併契約の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案、若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）、又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、取締役会が有償で取得すると決定した場合には取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
 - ②当社は、新株予約権者が権利行使の条件を欠くこととなった場合又は新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
- (10)新株予約権のその他の内容
- 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田淡路町二丁目9番地

損保会館 大会議室



交通機関と所要時間

- J R 御茶ノ水駅 聖橋口 徒歩 5分
- J R 秋葉原駅 電気街口 徒歩 5分
- つくばエクスプレス秋葉原駅 徒歩 12分
- 丸ノ内線淡路町駅 A 5 出口 徒歩 3分
- 千代田線新御茶ノ水駅 B 2 出口 徒歩 3分
- 銀座線神田駅 6番出口 徒歩 8分
- 都営新宿線小川町駅 A 5 出口 徒歩 3分